**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第350号）**

**〔　府立学校代替教員配置根拠文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年３月９日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和２年３月６日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

　　　（１）情報科の授業において、２名の教員で担当をしている授業であるにも関わらず、そのうちの１名が出張等で授業に来られない場合に、代替の教員をあてがわなくても良い根拠がわかる資料(以下「本件請求１」という。)。

（２）ビジネス情報コースの授業において、２名の教員で担当をしている授業であるにも関わらず、そのうちの１名が出張等で授業に来られない場合に、代替の教員をあてがわなくても良い根拠がわかる資料（以下「本件請求２」という。）。

（３）令和元年７月17日（水）の出席簿。（３年５組と３年６組のもの）

（４）（３）において、２時間目に同じ教員が同時に別クラスで授業をしていることについて、どのような経緯であるのかわかる資料（以下「本件請求３」という。）。

（５）（３）及び（４）について、時間割変更があったにも関わらず、３学年教務担当者が適切に割振りを行わなかったことにより、同一担当者が同時に２クラスで授業を行ったことについて、生徒の学習権が侵害されていないことがわかる根拠（以下「本件請求４」という。）。

（６）（５）について、３学年教務担当者が「ビデオでも見ておけば良い」と発言したことがわかる資料（以下「本件請求５」という。）。

（７）令和元年７月17日（水）の学級日誌。（３年５組と３年６組のもの）（３年５組の同日の学級日誌についての請求を、以下「本件請求６」という。本件請求１から本件請求６までを合わせて、以下「本件請求」という。）

　２　令和２年３月24日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。このうち、本件請求１に対応する部分を「本件決定１」、本件請求２に対応する部分を「本件決定２」、本件請求３から本件請求６に対応する部分を「本件その他決定」という。）を行い、「作成していないため、管理していない。」との理由を付して、審査請求人に通知した。

３　令和２年４月６日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

本件決定１及び本件決定２について、通常２名体制で行われている授業において１名の教員が来られない場合は代替の教員があてがわれるため、それが行われない根拠が存在するのは自明である。

　２　反論書における主張

　　　根拠無く代替教員をあてがわないことは生徒の学習権を侵害し、教員に対する負荷増を課すパワーハラスメントの可能性があるため、根拠があることは自明であるので、これを公開すること。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

本件請求１及び本件請求２について、所属職員の出張については、大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年大阪府教育委員会規則第７号）の規定により、校長の命令により、認められる一方、授業における代替教員をあてがわなくてもよいとする行政文書については、作成していないため、管理していない。

　３　結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定の妥当性について

（１）審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件決定１及び本件決定２の取消しと対象となる文書の公開を求めており、本件その他決定については触れていないため、当審査会では、審査請求人が本件決定１及び本件決定２のみ争う審査請求を行ったものと解釈し、以下判断する。

　（２）審査請求人は、通常２名の教員を配置する体制（以下「２名体制」という。）で実施されている授業において、１名の教員が出張等により当該授業を欠席した場合は、代替の教員が配置されるところ、それが行われない場合にはその根拠が存在するはずである旨主張している。

当審査会が、授業における教員の配置について確認したところ、実施機関は以下のとおり説明した。

特定の授業を２名体制で実施するか否かは、教員の担当授業時間数等を踏まえながら、学校長が判断している。また、２名体制にて実施する授業において、出張等の理由により１名の教員が欠席した際に当該授業に代替教員を配置するか否かについては、担当教員の当該授業における免許の有無、授業の進捗、他の教員の状況等を踏まえて、学校長がそれぞれの学校の実情に応じて判断している。これらについては明文化しておらず、審査請求人が求める文書は存在しない。

以上の実施機関の説明について不自然な点は認められないため、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　丸山　敦裕、島尾　恵理、荒木　修、小谷　真理